

分野を代表する目標

製造品出荷額等 出発点（H30）5,945億円 ⇒ 現状（R元）5,855億円 ⇒ R3 6,200億円以上 ⇒ 4年後（R5）6,500億円以上 ⇒ 10年後（R11）7,300億円以上

地産の強化

柱1 絶え間ないものづくりへの挑戦

1 事業戦略の実現に向けた実行支援の強化

- 事業戦略策定企業へのPDCAの徹底と実行支援

2 生産性向上（省力化・高付加価値化）の推進

- 産業振興センター、公設試験研究機関による付加価値の高い製品・技術の開発促進
- 拡** 生産性向上推進アドバイザー等による支援
- 生産性を高める設備投資の推進（補助事業＋融資制度）

3 SDGsを意識した製品や特徴ある製品の開発促進

- 産業振興センター、公設試験研究機関による製品・技術開発の支援
- 価値提案型の防災関連製品の開発促進
- 紙産業の振興に向けた高機能紙や新素材の開発促進（土佐和紙総合戦略の実施等）



4 高知県の特長を生かした企業誘致の推進

- 様々な機会を捉えた企業誘致の推進
- 企業ニーズに応えるきめ細かなアフターフォローの実施
- 安全・安心な工業団地の計画的な開発による受け皿の確保



（仮称）南国白章工業団地

外商の強化

柱2 外商の加速化と海外展開の促進

1 産業振興センターと連携した販路拡大

- 外商サポート強化による販路拡大
- 技術の外商サポートによる受注拡大
- 防災関連製品の販路開拓



2 海外展開の促進

- 海外戦略の策定支援
- 拡** 国内外の商社等とのマッチング等による外商活動支援
- JICA、JETRO等と連携した海外展開・ODA（政府開発援助）案件化の促進

3 関西・高知経済連携強化戦略に基づく外商の強化

- 拡** 産業振興センターの外商機能の強化による関西圏での販路開拓促進



商業の強化

柱3 商業サービスの活性化

1 関係機関との連携による地域の商業者の経営力強化

- 商工会及び商工会議所との連携による経営計画の策定と実行への支援

2 地域商業の活性化

- 商店街のにぎわい創出への支援（具体的な振興計画の策定・実行支援等）
- 事業者の育成と新規創業への支援
- 第三次産業における業界組織毎の戦略策定の支援



成長を支える取り組みの強化

柱4 デジタル技術の活用による生産性の向上と事業構造の変革の促進

1 産業集積の加速化

- 拡** IT・コンテンツ、Society5.0関連企業の誘致
- 拡** 高知デジタルカレッジによる人材育成の充実・強化
- 拡** IT・コンテンツネットワークによる人材確保の充実・強化



2 課題解決型産業創出の加速化

- オープンイノベーションプラットフォームを活用したプロジェクトの創出
- Society5.0関連の製品やサービスの開発



3 県内企業のデジタル化の促進

- 新** 県内企業のデジタル技術を活用した取り組みの支援



顧客データを蓄積・分析



柱5 事業承継・人材確保の推進

1 円滑な事業承継の推進

- 拡** 事業承継・引継ぎ支援センターと連携した円滑な事業承継の促進



2 人材の育成・確保の推進

- 拡** 新規学卒者等の県内就職促進と定着支援
- 拡** 移住施策と一体となった中核人材の確保
- 拡** 外国人材の受入環境の整備
- 拡** 就職氷河期世代の就職支援
- 産業界のニーズに応じた人材の育成
- 伝統的工芸品産業等の人材育成



3 働き方改革の推進

- 拡** 経営基盤強化と連動した企業の働き方改革への支援（ワークライフバランス推進認証企業の拡大等）
- 新規高卒就職者の離職防止



分野の目指す姿	生産性の高いものづくりと、働きやすく活気ある商工業の実現
分野を代表する目標	製造品出荷額等 出発点(H30):5,945億円 ⇒ 現状(R元):5,855億円 ⇒ R3:6,200億円以上 ⇒ 4年後(R5):6,500億円以上 ⇒ 10年後(R11):7,300億円以上

戦略の柱	1 絶え間ないものづくりへの挑戦	2 外商の加速化と海外展開の促進	3 商業サービスの活性化	4 デジタル技術の活用による生産性の向上と事業構造の変革の促進	5 事業承継・人材確保の推進
戦略の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者の事業戦略、経営計画の策定を支援するとともに、その実行支援の強化により企業の持続的な発展につなげる ●ものづくり企業の生産性向上(省力化・高付加価値化)を支援し、世界に通じる製品・技術を生み出す ●本県経済の活性化と雇用機会の拡大を目指し、ものづくり企業の強化や第一次産業分野等における地域産業クラスターの構築につながる企業、地域に事務職の雇用を生み出す事務系企業の企業立地を促進する ●本県経済の持続的な発展を支える安全・安心な工業団地の計画的な確保を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ●県外・海外での販路を拡大し、さらなる成約額の増加を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ●暮らしを支え、人々が交流する商店街の活性化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ●オープンイノベーションプラットフォームを活用して、課題解決を図るとともに新たな産業を創出する ●関連産業の集積拡大を目指し、企業誘致と人材の育成・確保の取り組みを進める ●県内企業のデジタル技術の活用を促進し、生産性や付加価値の向上を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな事業展開や、企業が必要とする人材の円滑な確保を目指す ●事業承継ネットワーク構成機関の連携により、事業者の事業承継を促進し、事業者の休廃業を未然に防ぎ、地域の優良な雇用の確保を図る ●働き方改革の取り組みを進め、人材の定着・確保に繋げる ●経営基盤強化の取り組みと連携した働き方改革を推進する
戦略目標	<ul style="list-style-type: none"> ・策定後5年を経過した企業の売上高の目標達成割合100% ・経営計画の策定支援件数(累計) ③01,773件→①830件→⑤4,872件→⑪7,262件 ・生産性向上関係 (1)製造業の労働生産性(一人当たり付加価値額)(年間) ③0813万円→③0813万円→①883万円→⑪1,006万円 (2)利子補給制度を活用した設備投資実施件数(累計) ①145件→②174件→⑤530件→⑪1,130件 ・防災関連認定製品(累計) ③0144品→①151品→⑤191品→⑪251品 ・紙産業の製造品出荷額等(年間) ②9738億円→③0778億円→⑤790億円→⑪850億円 ・企業立地による製造品出荷額等(年間) ③0538億円→①572億円→⑤736億円→⑪985億円 ・企業立地による雇用創出数(H28からの増加人数)(累計) ③0865人→①1,065人→⑤1,900人→⑪2,961人(うち事務系企業 ③0411人→①444人→⑤862人→⑪1,122人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興センターの外商支援による成約額(年間) ③066.8億円→①77.2億円→⑤116億円→⑪235億円 ・防災関連認定製品の売上高(年間) ③068.4億円→①61.3億円→⑤91億円→⑪119億円 ・産業振興センターの外商支援による関西圏での成約金額(年間) ①13.9億円→⑤23.2億円→⑪42.3億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗への出店支援件数(累計) ③032件(H28~H30)→②52件→⑤102件→⑪192件 ・チャレンジショップ開設(累計)(閉所分除く) ③010カ所→②10カ所→⑤14カ所→⑪18カ所 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題解決型の産業創出に向けたプロジェクト創出件数(累計) ③0一件→①一件→⑤40件→⑪100件 ・Society5.0関連の製品・サービスの開発件数(累計) ③07件→①11件→⑤20件→⑪37件 ・新規雇用者数(IT・コンテンツ分野)(累計) ③0247人→①307人→⑤600人→⑪1,050人 ・IT・コンテンツ関連企業立地件数(累計) ③018件→①23件→⑤43件→⑪73件 	<ul style="list-style-type: none"> ・県出身県外大学生の県内就職率(年間) ③018.4%→①18.6%→⑤35%→⑪35%以上 ・事業承継ネットワークによる第三者承継のマッチング件数(年間) ③020件→①14件→⑤100件→⑪100件 ・ワークライフバランス推進延べ認証企業数(累計) ③0233社→①344社→⑤570社→⑪840社
取組方針・主な「具体的な取り組み」	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業戦略の実現に向けた実行支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◆事業戦略策定企業へのPDCAの徹底と実行支援 2. 生産性向上(省力化・高付加価値化)の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆産業振興センター、公設試験研究機関による付加価値の高い製品・技術の開発促進 ◆[拡充]生産性向上推進アドバイザー等による支援 ◆生産性を高める設備投資の推進(補助事業+融資制度) ◆海洋深層水関連商品のさらなる商品開発や販路開拓の支援とブランド力の強化 ◆海洋深層水関連企業の事業化支援 ◆知的財産に関する普及啓発及び知的財産の活用促進 3. SDGsを意識した製品や特徴ある製品の開発促進 <ul style="list-style-type: none"> ◆産業振興センター、公設試験研究機関による製品・技術開発の支援 ◆価値提案型の防災関連製品の開発促進 ◆紙産業の振興に向けた高機能紙や新素材の開発促進(土佐和紙総合戦略の実施等) 4. 高知県の特長を生かした企業誘致の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆様々な機会を捉えた企業誘致の推進 ◆企業ニーズに応えるきめ細かなアフターフォローの実施 ◆安全・安心な工業団地の計画的な開発による受け皿の確保 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 産業振興センターと連携した販路拡大 <ul style="list-style-type: none"> ◆外商サポート強化による販路拡大 ◆技術の外商サポートによる受注拡大 ◆防災関連製品の販路開拓 2. 海外展開の促進 <ul style="list-style-type: none"> ◆海外戦略の策定支援 ◆[拡充]国内外の商社等とのマッチング等による外商活動支援 ◆JICA、JETRO等と連携した海外展開・ODA(政府開発援助)案件化の促進 3. 関西・高知経済連携強化戦略に基づく外商の強化 <ul style="list-style-type: none"> ◆[拡充]産業振興センターの外商機能の強化による関西圏での販路開拓促進 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係機関との連携による地域の事業者の経営力強化 <ul style="list-style-type: none"> ◆商工会及び商工会議所との連携による経営計画の策定と実行への支援 2. 地域商業の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ◆商店街のにぎわい創出への支援(具体的な振興計画の策定・実行支援等) ◆事業者の育成と新規創業への支援 ◆第三次産業における業界組織毎の戦略策定の支援 ◆創業融資メニューの活用促進 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 産業集積の加速化 <ul style="list-style-type: none"> ◆[拡充]IT・コンテンツ、Society5.0関連企業の誘致 ◆[拡充]高知デジタルカレッジによる人材育成の充実・強化 ◆[拡充]IT・コンテンツネットワークによる人材確保の充実・強化 ◆企業間取引・事業連携の促進 2. 課題解決型産業創出の加速化 <ul style="list-style-type: none"> ◆製品・サービス開発に資する課題の抽出・精査 ◆オープンイノベーションプラットフォームを活用したプロジェクトの創出 ◆Society5.0関連の製品やサービスの開発 ◆県内外からの事業者、研究機関への参画の呼びかけ 3. 県内企業のデジタル化の促進 <ul style="list-style-type: none"> ◆[新規]県内企業のデジタル技術を活用した取り組みの支援 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 円滑な事業承継の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆[拡充]事業承継・引継ぎ支援センターと連携した円滑な事業承継の促進 2. 人材の育成・確保の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆[拡充]新規学卒者等の県内就職促進と定着支援 ◆[拡充]移住施策と一体となった中核人材の確保 ◆[拡充]外国人材の受入環境の整備 ◆[拡充]就職氷河期世代の就職支援 ◆産業界のニーズに応じた人材の育成 ◆伝統的工芸品産業等の人材育成 ◆産業振興センター、公設試験研究機関による付加価値の高い製品・技術の開発促進[再掲] ◆紙産業の振興に向けた高機能紙や新素材の開発促進(土佐和紙総合戦略の実施等)[再掲] ◆[拡充]高知デジタルカレッジによる人材育成の充実・強化[再掲] ◆[拡充]IT・コンテンツネットワークによる人材確保の充実・強化[再掲] 3. 働き方改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆[拡充]経営基盤強化と連動した企業の働き方改革への支援(ワークライフバランス推進認証企業の拡大等) ◆新規高卒就職者の離職防止

令和3年度 高知県産業振興計画フォローアップ委員会商工業部会部会員名簿

(敬称略)

分野	氏名	所属	役職
商 工 業	青木 章泰	高知県商工会議所連合会	会頭
	北村 和代	高知県商工会議所女性会連合会	会長
	武田 秀義	高知県商工会連合会	会長
	中川 香代	国立大学法人高知大学 教育研究部人文社会科学系人文社会 科学部門	教授
	中島 和代	なかじま企画事務所	代表者
	中城 一明	一般社団法人高知県情報産業協会	会長
	久松 朋水	高知県中小企業団体中央会	会長
	廣末 幸彦	高知県商店街振興組合連合会	理事長
	弥勒 美彦	公益社団法人高知県貿易協会	会長
	森澤 正博	一般社団法人高知県製紙工業会	理事長
	山崎 道生	一般社団法人高知県工業会	会長

高知県産業振興計画フォローアップ委員会設置要綱

(設置)

第1条 県経済に活力を取り戻し、将来に一層の希望を持って暮らすことのできる高知県づくりを目指して、官民協働で実行する高知県産業振興計画（以下「産業振興計画」という。）の検証等を行い、より効果的かつ実効性あるものとするため、高知県産業振興計画フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 産業振興計画の進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかる検討に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員及び組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 農業、林業、水産業、商工業、観光に関する団体の代表者
- (2) 地方銀行の代表者
- (3) 有識者
- (4) 市町村長の代表者
- (5) その他知事が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。

3 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「委員会会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選任される前に招集される委員会会議については、知事が招集することができる。

2 委員会会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会会議は公開とする。ただし、委員会において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

4 第3条第1項に定める委員が委員会議を欠席する場合、委員長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、委員長及び副委員長が選任される前に招集される委員会議は、第3条第1項に定める委員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

(専門部会)

第5条 産業振興計画の産業成長戦略の実行に関し、専門分野の成長戦略について必要なフォローアップを行うため、委員会に次の各号に定める専門部会を設置する。

- (1) 農業部会
- (2) 林業部会
- (3) 水産部会
- (4) 商工業部会
- (5) 観光部会

2 各専門部会の部会員は、委員会の委員及び次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域活性化の実践的な活動に実績を有する者
- (3) 商工業、観光に関する実務に識見を有する者

3 部会員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。

4 専門部会に部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選により定める。

5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を助け、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が選任される前に招集される専門部会の会議については、知事が招集することができる。

8 第2項に定める部会員が専門部会の会議を欠席する場合、部会長は当該部会員の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、部会長が選任される前に招集される専門部会の会議は、第2項に定める部会員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

9 専門部会の事務局は、当該分野を所管する部の主管課に置く。

第6条 削除

(地域アクションプランフォローアップ会議)

第7条 産業振興計画の地域アクションプランの実行に関し、必要なフォローアップを行うため、地域アクションプランフォローアップ会議（以下「フォローアップ会議」という。）を設置する。

2 フォローアップ会議の名称及びそれぞれの対象地域は、次の表に定めるとおりとする。

名称	対象地域
安芸地域アクションプラン フォローアップ会議	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村
物部川地域アクションプラン フォローアップ会議	南国市 香南市 香美市
高知市地域アクションプラン フォローアップ会議	高知市
嶺北地域アクションプラン フォローアップ会議	本山町 大豊町 土佐町 大川村
仁淀川地域アクションプラン フォローアップ会議	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村
高幡地域アクションプラン フォローアップ会議	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町
幡多地域アクションプラン フォローアップ会議	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町

3 各フォローアップ会議の委員（以下「会議委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 市町村長
- (2) 農業、林業、水産業、商工業、観光に関する団体の代表者
- (3) その他知事が必要と認める者

4 会議委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、会議委員の交代又は増員による場合は、他の会議委員の残任期と同じとする。

5 フォローアップ会議に座長を置き、会議委員の互選により定める。

6 フォローアップ会議の会合は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。ただし、座長が選任される前に招集されるフォローアップ会議については、知事が招集することができる。

7 第3項に定める会議委員がフォローアップ会議を欠席する場合、座長は当該会議委員の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、座長が選任される前に招集されるフォローアップ会議は、第3項に定める会議委員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

8 フォローアップ会議の事務局は、対象地域に設置する産業振興推進地域本部に置く。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、産業振興推進部計画推進課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。